



平成 29 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 三菱製鋼株式会社  
代表者名 取締役社長 佐藤 基行  
(コード番号 5632)  
問合せ先 広報・IR 部長 中村 清夫  
(TEL. 03-3536-3118)

## 単元株式数の変更，株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議いたしました。また、同取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 93 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目標とした取り組みを進めており、その期限は平成 30 年 10 月 1 日までとされております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この要請に応えるため当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款の一部変更は、下記 2. に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位当たりの価格水準を維持するため、東京証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）も考慮し、また、各株主様の保有する議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合（以下「本株式併合」

といたします。)を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については、本株式併合の割合に応じて、現行の3億6千万株から3千6百万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

平成29年10月1日をもって、同年9月30日(実質上9月29日)の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式について、10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	156,556,683株
併合により減少する株式数	140,901,015株
併合後の発行済株式総数	15,655,668株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行済株式総数」及び併合の割合から算出した理論値であります。

④ 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合の割合と同じ割合で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	360,000,000株
変更後の発行可能株式総数	36,000,000株

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
10株未満	478名(4.50%)	875株(0.00%)
10株以上	10,221名(95.50%)	156,555,808株(100.00%)
合計	10,669名(100.00%)	156,556,683株(100.00%)

本株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様478名(その所有株式数の合計は875株)が株主たる地位を失うこととなります。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

#### (5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

#### 3. 定款一部変更

当社の定款は、上記 2. に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 5 条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>360,000,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>36,000,000</u> 株とする。
(単元株式数) 第 7 条 本会社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 7 条 本会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

#### 4. 主要日程

平成 29 年	4 月 28 日	取締役会決議日
同	6 月 23 日 (予定)	第 93 回定時株主総会
同	9 月 26 日 (予定)	1,000 株単位での売買最終日※
同	9 月 27 日 (予定)	100 株単位での売買開始日※
同	10 月 1 日 (予定)	単元株式数の変更及び株式併合並びに定款一部変更の効力発生日

※ 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生は平成 29 年 10 月 1 日の予定であります。ただし、株式売買後の振替手続の関係から、東京証券取引所において売買単位が 1,000 株から 100 株に変更となる日は、平成 29 年 9 月 27 日であります。

以 上

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

**Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とは何ですか？**

A 1. 単元株式とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所での売買単位となっている株式数をいい、今回当社では、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとしております。

また、株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることをいい、今回当社では10株を1株に併合することとしております。

**Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？**

A 2. 全国証券取引所は、投資家等の市場利用者の利便性向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一するため、「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、かかる趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を、現行の1,000株から100株に変更するものです。

また、東京証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位（売買単位当たりの投資金額）を「5万円から50万円まで」としてしております。現状の当社株価の水準から、単に当社の単元株式数を100株にした場合、望ましい投資単位とはならない可能性があること等から、併せて株式併合を実施するものです。併合実施後の100株は、併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますが、単元株式数は10分の1（1,000株から100株に変更）となりますので、実質的には現在の投資単位に変動は生じないこととなります。

**Q 3. 所有株式数と議決権数はどうなりますか？**

A 3. 株式併合後の株主様のご所有株式数は、本年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。

また、議決権数は、併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生（平成29年10月1日予定）の前後で次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,853株	1個	185株	1個	0.3株
例③	648株	なし	64株	なし	0.8株
例④	9株	なし	0株	なし	0.9株

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合（上記の例②・③・④のような場合）は全ての端数株式を当社が一括して処分します。端数株式が生じた株主様に対しては、端数の割合に応じて、その代金をお支払いさせていただきます。

なお、株式併合の効力発生日前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくこと

により、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きにつきましては、お取引されている証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までお問い合わせください。

また、効力発生前のご所有株式数が9株以下の場合（上記例④のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となるため、株主たる地位を失うこととなります。何卒ご理解賜りたいと存じます。

**Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はないのですか？**

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に影響はございません。理論上、ご所有の株式数は10分の1になるものの、逆に1株当たり純資産額は10倍となります。

株式併合後の株価につきましても、理論上、株式併合前の10倍になります。

**Q 5. 配当金への影響はないのですか？**

A 5. 株式併合の効力発生後は、併合割合を勘案して1株当たりの配当金額を設定させていただき予定としておりますので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

**Q 6. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか？**

A 6. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的な手続きにつきましては、お取引されている証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までお問い合わせください。

**Q 7. 株主は何か手続きをしなければなりませんか？**

A 7. 特段のお手続きの必要はございません。

**Q 8. 今後のスケジュールはどうなりますか？**

A 8. 今後の具体的なスケジュールは以下を予定しております。

平成 29 年	4 月	2 8 日	取締役会決議日
同	6 月	2 3 日（予定）	第 9 3 回定時株主総会
同	9 月	2 6 日（予定）	1, 0 0 0 株単位での売買最終日
同	9 月	2 7 日（予定）	1 0 0 株単位での売買開始日
同	1 0 月	1 日（予定）	単元株式数の変更および株式併合並びに定款一部変更の効力発生日
同	1 0 月	下旬	株式併合割り当て通知発送開始
同	1 2 月	上旬	端数処分代金支払開始

※お問い合わせ先

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒137-8081	東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話	0120-232-711 (通話料無料)
受付時間	9:00~17:00 (土日祝日を除く)